

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第135号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年6月18日 04時00分ごろ
発生場所	愛媛県松山市小館場島西岸 松山市所在の歌埼灯台から真方位294° 2.6海里付近 (概位 北緯34° 02.2′ 東経132° 35.9′)
事故等調査の経過	平成24年7月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第二十二住力丸、116トン 133077、有限会社住力商事 B バージ S-23号、約1,046トン なし、有限会社住力商事
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） 航海士A（一等航海士）、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷船首部船底に凹損及び破口
事故等の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか2人が乗り組み、B船を押して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、航海士Aが単独で船橋当直に当たり、小館場島西方沖を約7ノットの対地速力で自動操舵により東進中、航海士Aが居眠りに陥り、平成24年6月18日04時00分ごろ小館場島西岸の岩場に乗り揚げた。 A船押船列は、自力で離礁し、福山港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	航海士Aは、出港前日、夜間にわたって荷役作業を行い、同作業に引き続いて船橋当直を行っていたので、休息がとれず、疲労が蓄積して睡眠不足の状態であった。 A船には、居眠り防止装置がなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船押船列は、小館場島西方沖を自動操舵により東進中、単独で船橋当直中の航海士Aが居眠りに陥ったことから、小館場島西岸の岩場

	<p>に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>航海士 A は、出港前日、夜間にわたって荷役作業を行い、同作業に引き続いて船橋当直を行っていたので、休息がとれず、疲労が蓄積して睡眠不足の状態であったことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A 船押船列が、小館場島西方沖を自動操舵により東進中、単独で船橋当直中の航海士 A が居眠りに陥ったため、小館場島西岸の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船橋当直者は、疲労や眠気を感じたときは、椅子から立ち上がり身体を動かしたり、コーヒーを飲んだり、ガムをかんだりするなどして眠気を払うこと。